

第 161 号 (令和 6 年 3 月 15 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【規則】

△	横浜市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【建築局市営住宅課】	3
△	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局総務課】	4
△	緑の環境をつくり育てる条例施行規則等の一部を改正する規則【環境創造局政策課】	5
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局水・土壌環境課】	14
△	横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】	16

【告示】

△	横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	18
△	生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	19
△	生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】	21
△	生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	22
△	生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】	23
△	生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】	24
△	生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	25
△	生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】	27
△	生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	28
△	生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	32
△	市道路線の認定【道路局路政課】	35
△	市道路線の廃止【道路局路政課】	36
△	市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】	39
△	市道区域の決定【道路局路政課】	40
△	県道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	41
△	県道区域の変更【道路局路政課】	42
△	市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	43
△	市道区域の変更【道路局路政課】	48

【公告】

△	大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】	50
△	審査書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	52
△	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	53
△	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壌環境課】	54
△	公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】	55
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	56
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	57
△	建築協定の認可【建築局建築企画課】	58
△	建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	59

△ 同	【建築局建築企画課】	60
△ 開発行為に関する工事の完了	【建築局調整区域課】	61
△ 同	【建築局調整区域課】	62
△ 同	【建築局調整区域課】	63
△ 同	【建築局調整区域課】	64
△ 同	【建築局調整区域課】	65
△ 同	【建築局調整区域課】	66
△ 建築基準法に基づく道路の指定	【建築局建築企画課】	67
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定	【建築局調整区域課】	68
△ 同	【建築局調整区域課】	69
△ 同	【建築局調整区域課】	70
△ 同	【建築局調整区域課】	71
△ 同	【建築局調整区域課】	72
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止	【建築局建築企画課】	73
△ 同	【建築局建築指導課】	74
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止	【建築局建築指導課】	75
△ 福岡広域都市計画事業筑紫駅西口土地区画整理事業の施行に係る換地処分通知の内容の掲示	【都市整備局市街地整備調整課】	76
【区公告】		
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効	【磯子区総務課】	77
△ 同	【保土ヶ谷区総務課】	78
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効	【港南区総務課】	79
【交通局】		
△ 横浜市交通局企業職員初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程	【人事課】	80
△ 横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程	【自動車本部営業課】	81
【教育委員会】		
△ 横浜市奨学条例施行規則の一部を改正する規則	【学校支援・地域連携課】	82
【区選挙管理委員会】		
△ 投票区の設置の一部改正	【南区】	87
△ 指定投票区の指定等についての一部改正	【南区】	88
【人事委員会】		
△ 職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則	【調査課】	89
【監査委員】		
△ 包括外部監査の結果に関する報告の公表	【監査管理課】	90
△ 包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として措置を講じた旨の通知に係る事項の公表	【監査管理課】	91

規 則

横 浜 市 営 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 一 部 の 施 行 期 日 を 定 め
る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 6 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 9 号

横 浜 市 営 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 一 部 の 施 行 期
日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 営 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (令 和 4 年 12 月 横 浜 市 条
例 第 46 号) 附 則 た だ し 書 に 規 定 す る 改 正 規 定 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日
か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 10 号

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則（平成 27 年 12 月横浜市規則第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 23 号を次のように改める。

(23) 法別表第 2 の 121 の項に掲げる事務 次に掲げる情報

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 59 条の 4 の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（令和 5 年デジタル庁・総務省告示第 20 号。以下このアにおいて「告示」という。）の表の 4 の項の上欄に掲げる事務に必要な告示別表の 4 の項の上欄に規定する令和 5 年度神奈川県横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る外国人保護関係情報

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 59 条の 4 の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（令和 6 年デジタル庁・総務省告示第 2 号）の表の 1 の項の上欄に掲げる事務に必要な同欄に規定する令和 5 年度物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る外国人保護関係情報

ウ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 59 条の 4 の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（令和 6 年デジタル庁・総務省告示第 8 号）の表の上欄に掲げる事務に必要な同欄に規定する令和 6 年度物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る外国人保護関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

緑の環境をつくり育てる条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 11 号

緑の環境をつくり育てる条例施行規則等の一部を改正する規則

(緑の環境をつくり育てる条例施行規則の一部改正)

第 1 条 緑の環境をつくり育てる条例施行規則(平成 16 年 8 月横浜市規則第 82 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「建築物を除く。)」を「建築物を除く。以下この条において同じ。)」又は金沢地先埋立地再開発用地において建築する建築物」に改める。

第 3 条第 1 項中「緑化協議申出書」を「緑化協議(変更)申出書」に改め、同項に後段として次のように加える。

次条第 1 項に規定する緑化協議結果通知書の交付後に、当該緑化協議の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

第 3 条第 3 項及び第 4 項中「第 29 条」を「第 29 条第 1 項」に改める。

第 5 条の見出しを「(緑化協議の取下げ及び取りやめの届出)」に改め、同条中「緑化協議申出者は、」の次に「前条の規定により」を加え、「又は当該緑化協議の内容を変更するために当該緑化協議を取り下げようとするとき」を削り、「緑化協議取下届出書(第 3 号様式)」を「緑化協議取りやめ届出書(第 4 号様式)」に改め、「(昭和 49 年 12 月横浜市規則第 163 号)」を削り、「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則(平成 19 年 12 月横浜市規則第 116 号。以下「地区計画条例施行規則」という。)」を「地区計画条例施行規則」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

緑化協議申出者は、第 3 条第 1 項の規定による緑化協議の申出を取り下げようとするときは、緑化協議取下届出書(第 3 号様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。ただし、横浜市都市緑地法施行細則(昭和 49 年 12 月横浜市規則第 163 号)第 15 条第 1 項の規定による届出(緑化地域の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。)を行った場合又は横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則(平成 19 年 12 月横浜市規則第 116 号。以下

「地区計画条例施行規則」という。) 第 19 条第 1 項の規定による届出(地区計画条例の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。)を行った場合は、この限りでない。

第 6 条第 1 項中「(第 4 号様式)」を「(第 5 号様式)」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

緑化施設の写真及び撮影位置図 (既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。)	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向
--	-----------------------

別表第 2 中「緑化施設の写真」の次に「及び撮影位置図」を加え、「状況が分かる緑化施設の設置前及び工事完了後の写真」を「状況並びに写真撮影の位置及び方向」に改める。

第 1 号様式中「緑化協議申出書」を「緑化協議(変更)申出書」に、

「

建築物の工事期間	
----------	--

」

を

「

建築物の工事期間	
協議結果通知年月日 及び番号並びに変更の理由 (変更の場合)	

」

に改める。

第 3 号様式中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に、

「

協議結果通知年月日 及び番号	
-------------------	--

」

を

「

緑化協議の申出年月日	
------------	--

」

に改める。

第 4 号様式を第 5 号様式とし、第 3 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 4 号様式 (第 5 条第 2 項)

緑化協議取りやめ届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電 話

緑化協議を取りやめたいので、緑の環境をつくり育てる条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

協議結果通知年月日 及 び 番 号		
建 築 物 の 名 称		
建 築 物 の 地 名 地 番		
取 り や め る 理 由		
連 絡 先		
備 考	受 付	

(A4)

(横浜市都市緑地法施行細則の一部改正)

第 2 条 横浜市都市緑地法施行細則(昭和 49 年 12 月横浜市規則第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項を次のように改める。

法第 35 条第 2 項各号の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項(第 3 号及び第 4 号に掲げる事項にあつては、許可を受けた建築物について当該許可に係る事項を変更する場合に限る。)を記載した書面の正本及び副本に、別表第 2 に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。許可を受けた建築物について当該許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 適用除外の理由
- (3) 許可に係る年月日及び番号
- (4) 変更の理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

第 9 条の 2 を削る。

第 11 条中「緑化施設工事完了延期認定申請書(第 19 号様式)」を「次に掲げる事項を記載した書面」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 既存の緑化施設の位置、種別及び面積
- (3) 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積
- (4) 前号のうち、工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積、当該工事を完了することができない理由並びに完了予定年月日
- (5) 緑化施設の面積の敷地面積に対する割合
- (6) 省令第 29 条第 1 項の規定による証明書の番号及び証明年月日
- (7) その他市長が必要と認める事項

第 11 条の 2 を削る。

第 12 条第 1 項中「工事を完了したときは」を「工事の完了後に」、「緑化施設工事完了届出書(第 20 号様式)」を「次に掲げる事項を記載した書面」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 工事完了年月日及び認定書の番号
- (3) 省令第 29 条第 1 項の規定による証明書の番号及び証明年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

第 12 条第 2 項中「、緑化施設工事完了届出書を」を「前項各号に掲げる事項を記載した書面により」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第 13 条第 1 項を次のように改める。

省令第 29 条第 1 項の規定に基づき、法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項（第 6 号及び第 7 号に掲げる事項にあつては、証明を受けた計画について当該証明に係る事項を変更する場合に限る。）を記載した書面の正本及び副本に、別表第 3 (ア) 欄に掲げる建築物の種類ごとにそれぞれ同表 (イ) 欄に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。証明を受けた計画について当該証明に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 建築物の工事種別
- (3) 緑化施設の概要、規模、種別及び配置
- (4) 緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合
- (5) 建築着工予定年月日
- (6) 省令第 29 条第 1 項の規定による証明書番号及び証明年月日
- (7) 変更の理由
- (8) その他市長が必要と認める事項

第 13 条の 2 を削る。

第 14 条中「第 29 条」を「第 29 条第 1 項」に、「住所又は氏名」を「氏名又は住所」に、「緑化率の証明等に関する名義変更届出書（第 22 号様式）を」を「次に掲げる事項を記載した書面により」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請の種類
- (2) 許可、認定又は証明に係る年月日及び番号
- (3) 建築物の敷地の地名地番
- (4) 変更の理由
- (5) 変更前及び変更後の建築主の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）
- (6) その他市長が必要と認める事項

第 15 条第 1 項中「緑化率の証明等に関する取下届出書（第 23 号様式）を」を「次に掲げる事項を記載した書面により」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請の種類
- (2) 申請年月日
- (3) 建築物の敷地の地名地番
- (4) 取り下げる理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

第 15 条第 2 項中「第 29 条」を「第 29 条第 1 項」に、「緑化率の証明等に関する取りやめ届出書（第 24 号様式）を」を「次に掲げる事項を記載した書面により」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請の種類
- (2) 許可又は証明に係る年月日及び番号
- (3) 建築物の敷地の地名地番
- (4) 取りやめる理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

別表第 2 中「敷地及び」及び「敷地、」を削り、同表に次のように加える。

緑化施設の写真及び撮影位置図 (既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。)	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向
--	-----------------------

別表第 3 法第 35 条の規定が適用される建築物の項中

「

敷地及び緑化施設の求積図及び面積算出表	敷地及び緑化施設の求積に必要な敷地、工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
---------------------	--

」

を

「

緑化施設の求積図及び面積算出表	緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
緑化施設の写真及び撮影位置図 (既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。)	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向

」

に改める。

第 18 号様式から第 24 号様式までを次のように改める。

第 18 号様式から第 24 号様式まで 削除

(横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則の一部改正)

第 3 条 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する

条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則（平成 19 年 12 月横浜市規則第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「掲げる事項」の次に「（第 3 号及び第 4 号に掲げる事項にあっては、許可を受けた建築物について当該許可に係る事項を変更する場合に限る。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた建築物について当該許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

第 13 条第 1 項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 許可に係る年月日及び番号

(4) 変更の理由

第 17 条第 1 項中「掲げる事項」の次に「（第 6 号及び第 7 号に掲げる事項にあっては、証明を受けた計画について当該証明に係る事項を変更する場合に限る。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

証明を受けた計画について当該証明に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

第 17 条第 1 項第 6 号を次のように改める。

(6) 都市緑地法施行規則第 29 条の規定による証明書の番号及び証明年月日

第 17 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 変更の理由

第 18 条中「又は住所」の次に「（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）」を加え、同条第 5 号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）」に改める。

別表第 1 中「敷地及び」及び「敷地、」を削り、同表に次のように加える。

緑化施設の写真及び撮影位置図 (既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。)	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向
--	-----------------------

別表第 2 条例第 19 条の規定が適用される建築物の項中

「

敷地及び緑化施設の求積図及び面積算出表	敷地及び緑化施設の求積に必要な敷地、工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
---------------------	--

」

を
「

緑化施設の求積図及び面積算出表	緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
緑化施設の写真及び撮影位置図 (既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。)	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向

」

に改める。

附 則

(施行 期 日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この規則による改正後の緑の環境をつくり育てる条例施行規則、横浜市都市緑地法施行細則及び横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則の規定はこの規則の施行の日以後にされた申出、届出及び申請について適用し、同日前にされた申出、届出及び申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の緑の環境をつくり育てる条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 12 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 3 項中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第 88 条の 2 及び第 90 条の 2 第 1 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第 90 条の 5 第 3 号中「第 2 条第 4 項」を「第 2 条第 5 項」に改める。

別表第 11 六価クロム化合物の項中「0.5」を「0.2」に改める。

別表第 12 の 2 中「、大腸菌群数」を「、大腸菌数」に改め、同表の 2 の表の大腸菌群数の項を次のように改める。

大腸菌数（単位 CFU/mL）	800	800
-----------------	-----	-----

別表第 15 六価クロム化合物の項中「0.05」を「0.02」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 34 条第 3 項及び別表第 12 の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 附則別表の中欄に掲げる業種に属する事業所（横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）第 2 条第 3 号に規定する事業所をいう。以下同じ。）に係る排水（同条第 14 号に規定する排水をいう。以下同じ。）に含まれる六価クロム化合物の許容限度についての規制基準は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 9 年 3 月 31 日までの間は、この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第 11 の規定にかかわらず、附則別表の右欄に掲げるとおりとする。
- 施行日前に設置された事業所（施行日前から建設工事中のものを含む。）に係る排水に含まれる六価クロム化合物の許容限度についての規制基準は、施行日から令和 6 年 9 月 30 日（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 3 に掲げる施設を設置する事業所については、令和 7 年 3 月 31 日）までの間は、新規

則別表第 11 及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 附則別表

(単位 mg / L)

物質の種類	業種	許容限度
六価クロム化合物	電気めっき業	六価クロムとして 0.5

(備考)

- この表の中欄に掲げる業種に属する事業所（以下「対象事業所」という。）が同時に他の業種に属する場合においては、対象事業所に係る排水に含まれる六価クロム化合物の許容限度についての規制基準は、同表の右欄に掲げるものを適用する。
- この表に掲げる規制基準は、対象事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所に係る排水については、当該事業所が対象事業所の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、対象事業所が同時に同表の中欄に掲げる業種以外の業種にも属するときは、備考 1 の規定を準用する。

横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 13 号

横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市営住宅条例施行規則（平成 9 年 3 月横浜市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条の 2 の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「の使用料」の次に「並びに共益費」を加え、「市営住宅等使用料督促状付納付書」を「市営住宅等使用料等督促状付納付書」に、「市営住宅等使用料督促状（）」を「市営住宅等使用料等督促状（）」に改める。

第 26 号様式の 2 第 1 面中「市営住宅等使用料督促状付納付書」を「市営住宅等使用料等督促状付納付書」に、

「

年度	一般会計	款	項	目
			節	

」

を

「

年度	一般会計
----	------

」

に改め、同様式第 2 面中「市営住宅等使用料」を「市営住宅等使用料等」に改める。

第 26 号様式の 3 中「市営住宅等使用料督促状」を「市営住宅等使用料等督促状」に、

「

年度	一般会計	款	項	目
			節	

」

を

「

年度	一般会計
----	------

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市営住宅条例施行規則第 26 号様式の 3 の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

告示

横浜市告示第 67 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 31 年 4 月横浜市告示第 317 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 2 月 2 日	特定非営利活動法人びーのびーの	港北区篠原北一丁目 2 番 18 号	(新) 平成 30 年 12 月 17 日から令和 10 年 12 月 16 日まで
			(旧) 平成 30 年 12 月 17 日から平成 35 年 12 月 16 日まで

横浜市告示第 68 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和 6 年 1 月 1 日	あけぼの薬局	神奈川区大口仲町 24 番地の 3
同	桜木町整形外科クリニック	中区野毛町 3 丁目 16 0 番地の 4
同	医療法人愛看会テイ歯科医院	南区六ツ川 1 丁目 21 0 番地の 1
同	ひぎりやま皮ふ科	港南区日限山二丁目 1 番 33 号
同	別部歯科医院	港南区日野南四丁目 30 番 8 号
同	加藤薬局上星川店	保土ヶ谷区上星川一丁目 1 番 3 号
同	アクアファミリー歯科	旭区上白根三丁目 41 番 1 号
同	みどり薬局	金沢区能見台通 8 番 2 号
同	玉井歯科医院	金沢区並木二丁目 10 番 6 号
同	医療法人社団翠青会 あおぞら新横浜クリニック	港北区篠原町 3,014 番地の 3
同	小机駅前やまぎし内科・内視鏡クリニック	港北区小机町 1,489 番地の 1
同	医療法人社団白釉会 ながった緑の皮フ科 ・形成外科	緑区長津田みなみ台五丁目 24 番地の 1
同	緑山薬局	青葉区鴨志田町 540 番地の 2
同	アリス薬局緑園都市	泉区緑園三丁目 11 番

		地の 18
令和 6 年 1 月 2 日	中谷歯科医院	旭区左近山 16 番地の 1
令和 6 年 2 月 1 日	片倉町つぐみ歯科クリニック	神奈川区片倉一丁目 28 番 11 号
同	うみの薬局関内店	中区扇町 3 丁目 8 番 4 号
同	歯科とくちゃん	中区尾上町 3 丁目 30 番地の 1
同	馬車道本町クリニック	中区本町 3 丁目 24 番地の 2
同	二俣川やまね眼科	旭区二俣川 2 丁目 91 番地の 7
同	ドラッグセイムス日吉薬局	港北区日吉六丁目 11 番 28 号
同	まごころ薬局	緑区長津田五丁目 5 番 4 号
同	中川クオーレ歯科	都筑区中川一丁目 10 番 9 号
令和 6 年 3 月 1 日	上田クリニック	神奈川区泉町 6 番地の 1

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 5 年 12 月 1 日	株式会社 E M B Y .	港北区大倉山三丁目 13 番 7 号	N E X T F L O W 訪問看護こうほく	港北区大倉山三丁目 13 番 7 号
令和 6 年 1 月 1 日	株式会社メディアプラス	西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号	タツミ訪問看護ステーション横浜みなみ	南区井土ヶ谷下町 32 番地の 5
同	合同会社 Y K S	東京都練馬区春日町 3 丁目 6 番 1 号	横浜訪問看護ステーション L I B	港北区新羽町 2,037 番地の 4
同	株式会社アイケア京浜	東京都大田区蒲田 3 丁目 23 番 7 号	訪問看護ステーションアイケア横浜瀬谷	瀬谷区瀬谷一丁目 19 番地の 1

横浜市告示第 69 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 6 年 2 月 1 日	砂原裕樹	戸塚西口あおば はりきゅう院	戸塚区戸塚町 50 番 地の 8
令和 6 年 3 月 1 日	宇佐美大樹	関内伊勢佐木整 骨院	中区伊勢佐木町 1 丁目 5 番地の 1
同	大槻真也	同	同
同	川路習斗	同	同
同	人見雄生	同	同
同	柗田絵里菜	同	同

横浜市告示第 70 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 4 年 8 月 1 日	株式会社イリス	(新) 港北区新横浜二丁目 6 番地の 13	イリス訪問看護ステーション	神奈川区子安通 2 丁目 270 番地
		(旧) 神奈川区子安通 2 丁目 270 番地		
令和 5 年 6 月 1 日	株式会社 G C I	都筑区荏田南一丁目 3 番 13 号	(新) 訪問看護ステーション芍薬瀬谷	(新) 瀬谷区瀬谷三丁目 10 番地の 30
			(旧) 訪問看護ステーション芍薬青葉	(旧) 青葉区藤が丘二丁目 37 番地の 1

横浜市告示第 71 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 5 月 11 日	道脇仙雄	(新)まごころ鍼灸 マッサージ治療 院横浜緑営業所	(新)緑区三保町 2,30 0 番地
		(旧)かねこ指圧鍼 灸院十日市場	(旧)緑区十日市場町 851 番地の 13
令和 6 年 1 月 8 日	ト部成彦	(新)開設なし	(新)青葉区桂台一丁 目 1 番地の 8
		(旧)ウェルネスマ ッサージ鍼灸院	(旧)青葉区あざみ野 二丁目 1 番地の 1
令和 6 年 2 月 1 日	大谷尚史	(新) t o c c o マ ッサージ治療院	(新)緑区長津田みな み台七丁目 23 番地 の 5
		(旧)開設なし	(旧)戸塚区上矢部町 1,808 番地の 1

横浜市告示第 72 号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を、次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

休止年月日	名称	所在地
令和 6 年 1 月 1 日	M E D A G R E E C L I N I C よこは ま	港北区篠原町 1,099 番地の 8

横浜市告示第 73 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 5 年 12 月 1 日	みらい薬局下倉田店	戸塚区下倉田町 72 番地
令和 5 年 12 月 15 日	大倉山レディースクリニック	港北区大倉山三丁目 4 番 31 号
令和 5 年 12 月 31 日	いちば歯科	鶴見区市場東中町 1 番 11 号
同	有限会社あけぼの薬局	神奈川区大口仲町 24 番地の 3
同	山部内科クリニック	中区西竹之丸 110 番地
同	桜木町整形外科クリニック	中区野毛町 3 丁目 16 0 番地の 4
同	テイ歯科医院	南区六ツ川 1 丁目 21 0 番地の 1
同	ひぎりやま皮ふ科	港南区日限山二丁目 1 番 33 号
同	別部歯科医院	港南区日野南四丁目 30 番 8 号
同	加藤薬局上星川店	保土ヶ谷区上星川一丁目 1 番 17 号
同	中谷歯科医院	旭区左近山 16 番地の 1
同	アクアファミリー歯科	旭区上白根三丁目 41 番 1 号
同	育愛小児科医院	旭区中白根一丁目 10 番 15 号
同	玉井歯科医院	金沢区並木二丁目 10 番 6 号
同	みどり薬局	金沢区能見台通 8 番

		1 号
同	こうの医院	港北区小机町 1,489 番地の 1
同	あおぞら新横浜クリニック	港北区篠原町 3,014 番地の 3
同	ながつた緑の皮フ科・形成外科	緑区長津田みなみ台五丁目 24 番地の 1
同	緑山薬局	青葉区鴨志田町 540 番地の 2
同	アリス薬局緑園都市	泉区緑園三丁目 11 番地の 18
令和 6 年 1 月 27 日	スマイル薬局横浜橋店	南区白妙町 1 丁目 2 番地
令和 6 年 1 月 31 日	さくら歯科クリニック	西区北幸一丁目 5 番 10 号
同	田口整形外科医院	旭区市沢町 995 番地の 6
同	コプラホームクリニック	港北区菊名六丁目 17 番 1 号
同	てんかんと発達の横浜みのる神経クリニック	港北区新横浜二丁目 6 番地の 16
同	クローバー薬局見花山店	都筑区見花山 14 番 5 号

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 5 年 11 月 30 日	株式会社 N E X T F L O W	都筑区仲町台一丁目 2 番 20 号	N E X T F L O W 訪問看護 こうほく	港北区大倉山三丁目 13 番 7 号
令和 6 年 1 月 31 日	特定非営利活動法人サポートめぐみ	戸塚区川上町 464 番地の 29	さぽーとめぐみ訪問看護リハビリステーション	戸塚区川上町 464 番地の 29

横浜市告示第 74 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和 6 年 2 月 29 日	内藤裕也	訪問マッサージ G E N K I S U N 東十条	東京都北区東十条 2 丁目 3 番 7 号

横浜市告示第 75 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成 30 年 1 月 22 日	合同会社温陽	南区大岡一丁目 37 番 8 号	温陽ケアステーション	(新) 港南区東永谷三丁目 31 番 17 号
				(旧) 南区大岡一丁目 37 番 8 号
平成 30 年 12 月 1 日	株式会社フアイブラタ	(新) 西区戸部本町 9 番 6 号	(新) まん真ごと A S F	(新) 西区戸部本町 9 番 6 号
		(旧) 港北区篠原西町 19 番 12 号	(旧) アイサポートふきのとう	(旧) 港北区篠原西町 19 番 12 号
令和 5 年 12 月 1 日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地	横浜市福祉サービス協会ヘルパーステーションこうなん	(新) 港南区上大岡西一丁目 12 番 5 号
				(旧) 港南区港南中央通 7 番 21 号
同	同	同	横浜市福祉サービス協会訪問介護看護こうなん	(新) 港南区上大岡西一丁目 12 番 5 号 (旧) 港南区港南中央通 7 番 21 号
令和 6 年 1 月 1 日	アンダンテミライ株式会社	港北区新横浜二丁目 6 番地の 13	(新) A q u a 二俣川	旭区本宿町 11 0 番地の 1
			(旧) 訪問介護 A q u a 希望ヶ丘	
令和 6 年	株式会社カ	鶴見区下末	訪問介護聖火	(新) 鶴見区鶴見

1 月 22 日	ストル	吉五丁目 8 番 43 号	T s u r u m i	中央一丁目 14 番 2 号 (旧) 鶴見区下末吉五丁目 8 番 43 号
----------	-----	---------------	------------------	--

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 12 月 1 日	株式会社フ ァーマみら い	東京都世田 谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号	(新) 共創未来芦 名橋薬局 (旧) さくらんぼ 薬局	磯子区磯子二 丁目 14 番 10 号
同	さくら薬局 株式会社	東京都千代 田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号	(新) さくら薬局 戸塚在宅セン ター (旧) さくら薬局 戸塚店	戸塚区上倉田 町 1,921 番地

3 居宅介護事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 12 月 1 日	社会福祉法 人横浜市福 祉サービス 協会	西区桜木町 6 丁目 31 番 地	横浜市福祉サ ービス協会訪 問介護看護こ うなん	(新) 港南区上大 岡西一丁目 12 番 5 号 (旧) 港南区港南 中央通 7 番 21 号

4 居宅介護事業者（夜間対応型訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 12 月 1 日	社会福祉法 人横浜市福 祉サービス 協会	西区桜木町 6 丁目 31 番 地	横浜市福祉サ ービス協会訪 問介護看護こ うなん	(新) 港南区上大 岡西一丁目 12 番 5 号 (旧) 港南区港南 中央通 7 番 21 号

5 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成 30 年	合同会社温	南区大岡一	温陽ケアステ	(新) 港南区東永

1 月 22 日	陽	丁目 37 番 8 号	ーション	谷三丁目 31 番 17 号 (旧)南区大岡一丁目 37 番 8 号
令和 5 年 12 月 1 日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地	横浜市福祉サービス協会ヘルパーステーションこうなん	(新)港南区上大岡西一丁目 12 番 5 号 (旧)港南区港南中央通 7 番 21 号
令和 6 年 2 月 1 日	特定非営利活動法人かながわ福祉保健学院	緑区長津田 六丁目 11 番 22 号	(新)ささゆりケアプラン (旧)ささゆりケアプラン長津田事業所	緑区長津田町 2,316 番地

6 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 12 月 1 日	株式会社フアーマみらい	東京都世田谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号	(新)共創未来芦名橋薬局 (旧)さくらんぼ薬局	磯子区磯子二丁目 14 番 10 号
同	さくら薬局株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号	(新)さくら薬局戸塚在宅センター (旧)さくら薬局戸塚店	戸塚区上倉田町 1,921 番地

7 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
平成 30 年 12 月 1 日	株式会社フアイブラタ	(新)西区戸部本町 9 番 6 号 (旧)港北区篠原西町 19 番 12 号	(新)まん真ごと A S F (旧)アイサポートふきのとう	(新)西区戸部本町 9 番 6 号 (旧)港北区篠原西町 19 番 12 号
令和 5 年 12 月 1 日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地	横浜市福祉サービス協会ヘルパーステーションこうなん	(新)港南区上大岡西一丁目 12 番 5 号

	社 サービス 地 協 会		ル パ ー ス テ ー シ ョ ン こ う な ん	番 5 号 (旧) 港 南 区 港 南 中 央 通 7 番 21 号
--	-----------------	--	---------------------------------	---

横浜市告示第 76 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 11 月 1 日	有限会社倉成介護支援センター	南区大岡一丁目 23 番 25 号	倉成介護支援センター	旭区桐が作 1,605 番地の 5
令和 6 年 1 月 31 日	一般社団法人横浜市瀬谷区医師会	瀬谷区二ツ橋町 489 番地の 46	瀬谷区医師会ヘルパーステーション	瀬谷区二ツ橋町 489 番地の 46

2 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 10 月 31 日	池田 威	青葉区あざみ野南二丁目 8 番地の 9	池田医院	青葉区恩田町 3,032 番地の 12

3 居宅介護事業者（訪問リハビリテーション）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 10 月 31 日	池田 威	青葉区あざみ野南二丁目 8 番地の 9	池田医院	青葉区恩田町 3,032 番地の 12

4 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年	池田 威	青葉区あざみ野南二丁目 8 番地の 9	池田医院	青葉区恩田町 3,032 番地の 12

10 月 31 日		み野南二丁目 8 番地の 9		町 3,032 番地の 12
-----------	--	----------------	--	----------------

5 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 1 月 31 日	合同会社フリーダム	港南区野庭町 665 番地の 11	合同会社フリーダム	港南区野庭町 665 番地の 11

6 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 1 月 31 日	合同会社フリーダム	港南区野庭町 665 番地の 11	合同会社フリーダム	港南区野庭町 665 番地の 11

7 居宅介護事業者（認知症対応型通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 1 月 31 日	社会福祉法人すみなす会	金沢区釜利谷南二丁目 8 番 1 号	認知症対応型通所介護「やまゆり」	金沢区釜利谷東四丁目 9 番 26 号

8 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 10 月 31 日	池田 威	青葉区あざみ野南二丁目 8 番地の 9	池田医院	青葉区恩田町 3,032 番地の 12

9 介護予防事業者（介護予防訪問リハビリテーション）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 10 月 31 日	池田 威	青葉区あざみ野南二丁目 8 番地の	池田医院	青葉区恩田町 3,032 番地の 12

		9		
10	介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）			
廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 10 月 31 日	池 田 威	青葉区あざみ野南二丁目 8 番地の 9	池田医院	青葉区恩田町 3,032 番地の 12
11	介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）			
廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 1 月 31 日	合同会社フリーダム	港南区野庭町 665 番地の 11	合同会社フリーダム	港南区野庭町 665 番地の 11
12	介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）			
廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 1 月 31 日	合同会社フリーダム	港南区野庭町 665 番地の 11	合同会社フリーダム	港南区野庭町 665 番地の 11

横浜市告示第 77 号

市道路線の認定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

路線名	起 終	点 点
井土ヶ谷 第 655 号線	南区井土ヶ谷上町 84 番の 31 地先 同区同 町 100 番地先	
杉田 第 708 号線	磯子区杉田六丁目 792 番の 7 地先 同 区同 797 番の 3 地先	
杉田 第 709 号線	磯子区杉田六丁目 800 番の 12 地先 同 区同 797 番の 4 地先	
和泉町 第 490 号線	泉区中田西一丁目 2,508 番の 1 地先 同区中田西二丁目 841 番の 6 地先	

横浜市告示第 78 号

市道路線の廃止

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

路線名	起 終	点 点
伊勢佐木町 第 198 号線	中区蓬萊町 2 丁目 8 番の 6 地内 同区万代町 2 丁目 8 番の 6 地内	
下野庭 第 393 号線	港南区野庭町 213 番の 7 地先 同 区同 町 215 番の 1 地先	
下野庭 第 395 号線	港南区野庭町 217 番の 1 地先	
羽沢 第 257 号線	保土ヶ谷区東川島町 15 番の 10 地内 同 区同 町同番の 11 地内	
羽沢 第 260 号線	保土ヶ谷区東川島町 15 番の 11 地内 同 区同 町同番の 6 地内	
上星川 第 81 号線	保土ヶ谷区川島町 467 番の 2 地先 同 区上星川三丁目 442 番の 13 地先	
中山 第 342 号線	旭区上白根三丁目 679 番の 16 地先 緑区寺山町 865 番の 5 地先	
東希望が丘 第 233 号線	旭区東希望が丘 239 番の 7 地内 同区同 同 番の 17 地内	
川島町 第 292 号線	旭区市沢町 330 番の 1 地先 同区同 町 326 番の 4 地先	
杉田 第 116 号線	磯子区杉田六丁目 800 番の 7 地先 同 区同 799 番の 1 地先	
杉田 第 117 号線	磯子区杉田六丁目 799 番の 3 地先 同 区同 797 番の 2 地先	
新吉田	港北区大倉山六丁目 2,266 番地先	

第 188 号線	同 区同 2,265 番の 3 地先
新吉田 第 189 号線	港北区大曾根三丁目 1,304 番地先 同 区大曾根二丁目 1,257 番の 3 地先
新吉田 第 192 号線	港北区大曾根三丁目 1,298 番の 1 地先 同 区同 1,299 番の 2 地先
新吉田 第 193 号線	港北区大曾根三丁目 1,308 番の 1 地先
新吉田 第 195 号線	港北区綱島上町 51 番の 2 地先 同 区同 町 61 番地先
新吉田 第 201 号線	港北区綱島西二丁目 160 番地先 同 区同 169 番地先
新吉田 第 202 号線	港北区綱島西二丁目 160 番地先 同 区同 161 番地先
新吉田 第 203 号線	港北区綱島西二丁目 169 番地先 同 区同 170 番地先
新吉田 第 204 号線	港北区綱島西二丁目 169 番地先 同 区同 892 番地先
新吉田 第 205 号線	港北区綱島西二丁目 170 番地先
新吉田 第 206 号線	港北区綱島上町 58 番の 1 地先 同 区同 町 73 番の 1 地先
新吉田 第 207 号線	港北区大曾根三丁目 1,286 番の 1 地先 同 区同 1,289 番の 1 地先
新吉田 第 208 号線	港北区大曾根三丁目 1,285 番の 1 地先 同 区同 1,286 番の 1 地先
新吉田 第 214 号線	港北区大曾根二丁目 1,277 番の 1 地先 同 区同 1,254 番の 1 地先
新吉田 第 215 号線	港北区大曾根三丁目 1,283 番の 5 地先 同 区同 1,279 番の 2 地先
新吉田 第 219 号線	港北区樽町二丁目 1,020 番の 4 地先 同 区大曾根二丁目 1,254 番の 1 地先

新吉田 第 296 号線	港北区樽町二丁目 723 番の 35 地先 同 区同 同 番の 38 地先
新吉田 第 297 号線	港北区大曾根二丁目 1,245 番の 6 地先 同 区同 1,247 番の 1 地先
菊名 第 171 号線	港北区篠原北一丁目 2,502 番の 19 地先
北八朔北部 第 82 号線	青葉区千草台 50 番の 3 地内 同 区同 同 番の 28 地内
戸塚 第 222 号線	戸塚区戸塚町 3,578 番の 3 地先 同 区同 町 3,626 番の 83 地先
戸塚 第 223 号線	戸塚区戸塚町 3,579 番地先 同 区同 町 3,597 番の 2 地先
戸塚 第 227 号線	戸塚区戸塚町 3,582 番の 1 地先 同 区同 町 3,597 番の 4 地先

横浜市告示第 79 号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

令和 6 年 3 月 15 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
井土ヶ谷 第 655 号線	南区井土ヶ谷上町 84 番の 31 地先から 同区同 町 100 番地先まで	m 1.84 ないし 2.17	m 61.04
杉田 第 708 号線	磯子区杉田六丁目 792 番の 7 地先から 同区同 797 番の 3 地先まで	1.86 ないし 1.87	50.37
杉田 第 709 号線	磯子区杉田六丁目 800 番の 12 地先から 同区同 797 番の 4 地先まで	4.50 ないし 4.89	72.05

横浜市告示第 80 号

市道区域の決定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定の期日

令和 6 年 3 月 15 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
		m	m
和泉町 第 490 号線	泉区中田西一丁目 2,508 番の 1 地先から 同区中田西二丁目 841 番の 6 地先まで	22.00 ないし 27.00	460.00

横浜市告示第 81 号

県道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和 6 年 3 月 15 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
横浜伊勢原	旧	港南区日野二丁目 403 番の 1 地先から 同 区日野三丁目 392 番の 9 地先まで	m 7.41 ないし 9.01	m 51.91
	新	同	9.01	同
丸子中山茅ヶ崎	旧	旭区上白根町 729 番の 1 地先から 同区上白根三丁目 679 番の 2 地先まで	12.15 ないし 28.26	20.72
	新	同	21.98 ないし 28.26	同
	旧	緑区寺山町 653 番の 1 地先から 同区同 町 863 番の 3 地先まで	9.77 ないし 15.50	283.41
	新	同	21.97 ないし 28.44	同
東京丸子横浜	旧	港北区菊名六丁目 729 番の 1 地先から 同 区同 同 番の 6 地先まで	12.00 ないし 20.50	11.46
	新	同	11.92 ないし 19.44	同

横浜市告示第 82 号

県道区域の変更

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和 6 年 3 月 15 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
川崎町田	旧	都筑区折本町 201 番の 1 地先から 同 区東方町 286 番の 1 地内まで	22.00 ないし 33.00 m	781.00 m
		都筑区川向町 1,007 番の 1 地先から 同 区東方町 286 番の 1 地内まで	24.00 ないし 38.00	1180.00
	新	都筑区折本町 201 番の 1 地先から 同 区東方町 286 番の 1 地内まで	22.00 ないし 33.00	781.00

横浜市告示第 83 号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和 6 年 3 月 15 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
東寺尾 第 393 号線	旧	鶴見区岸谷三丁目 781 番の 1 地先から 同 区東寺尾東台 849 番の 26 地先まで	3.65 ないし 4.51	49.64
	新	同	4.50 ないし 4.53	同
東寺尾 第 399 号線	旧	鶴見区岸谷三丁目 779 番の 3 地先から 同 区同 781 番の 1 地先まで	6.60	2.15
	新	同	同	同
東寺尾 第 431 号線	旧	鶴見区岸谷四丁目 1,412 番の 24 地先から 同 区同 1,426 番の 1 地先まで	9.98 ないし 14.48	2.74
	新	同	10.02 ないし 10.03	同
西戸部 第 23 号線	旧	西区戸部本町 41 番の 9 地先から 同 区同 町 42 番の 4 地先まで	3.01	11.30
	新	同	4.01	同

西戸部 第 130 号線	旧	西区戸部本町 256 番の 1 地先から 同区同 町 216 番の 1 地先まで	2.99 ないし 3.01	92.45
	新	同	6.51 ないし 9.04	同
西戸部 第 131 号線	旧	西区御所山町 22 番の 1 地先から 同区同 町 31 番の 4 地先まで	1.88 ないし 1.97	48.47
	新	同	3.18 ないし 3.23	47.19
西戸部 第 153 号線	旧	西区戸部本町 230 番地先から 同区同 町 216 番の 1 地先まで	2.97 ないし 2.98	33.66
	新	同	6.51	同
西戸部 第 228 号線	旧	西区御所山町 15 番の 2 地先から 同区同 町 31 番の 4 地先まで	1.82 ないし 2.09	37.17
	新	同	3.16 ないし 3.29	同
西戸部 第 343 号線	旧	中区桜木町 1 丁目 1 番の 84 地先	9.58 ないし 18.24	193.99
	新	同	9.62 ないし 18.60	同
山元町 第 338 号線	旧	中区本牧緑ヶ丘 139 番の 7 地先から 同区同 138 番の 27 地先まで	4.51 ないし 6.08	9.79
	新	同	同	同
下野庭	旧	港南区野庭町 205 番の 2 地先から 同 区同 町 201 番の 1 地先まで	2.79 ないし 4.09	69.95

第 390 号線	新	同	4.00 ないし 7.77	同
上永谷 第 361 号線	旧	港南区日野南六丁目 5,654 番の 257 地先から 同 区日野南五丁目 5,654 番の 128 地先まで	10.94 ないし 11.05	228.62
	新	同	22.01 ないし 22.22	同
中原 第 51 号線	旧	港南区笹下四丁目 3,408 番の 51 地先から 同 区同 4,738 番の 17 地先まで	6.50	5.26
	新	同	同	同
川島町 第 265 号線	旧	旭区市沢町 326 番の 1 地先から 同区同 町 325 番の 10 地先まで	6.15 ないし 8.20	61.77
	新	同	7.72 ないし 9.52	同
大池 第 85 号線	旧	旭区南本宿町 89 番の 1 地先から 同区同 町 155 番の 3 地先まで	3.96 ないし 4.04	11.00
	新	同	4.50	同
	旧	旭区南本宿町 89 番の 136 地先から 同区同 町 155 番の 20 地先まで	3.79 ないし 3.82	14.62
	新	同	4.50	同
磯子 第 178 号線	旧	磯子区磯子一丁目 744 番の 37 地先から 同 区同 同 番の 39 地先まで	12.30 ないし 13.86	62.40
	新	同	13.09 ないし 32.80	同

下田 第 283 号線	旧	港北区日吉本町二丁目 2,368 番の 3 地先から 同 区同 2,369 番地先まで	1.84	3.68
	新	同	同	2.96
下田 第 284 号線	旧	港北区日吉本町二丁目 2,364 番の 13 地先から 同 区同 2,366 番の 1 地先まで	1.85 ないし 4.02	45.28
	新	同	4.50 ないし 5.59	同
日吉 第 119 号線	旧	港北区日吉本町二丁目 2,346 番の 23 地先から 同 区同 同 番の 17 地先まで	4.03 ないし 5.00	25.23
	新	同	5.00 ないし 6.29	同
箕輪 第 100 号線	旧	港北区箕輪町三丁目 365 番の 2 地先から 同 区同 346 番の 1 地先まで	5.38 ないし 7.36	37.20
	新	同	6.74 ないし 16.63	同
箕輪 第 101 号線	旧	港北区箕輪町三丁目 346 番の 1 地先から 同 区同 345 番地先まで	4.24 ないし 4.61	51.43
	新	同	5.68 ないし 6.00	50.52
篠原 第 293 号線	旧	港北区篠原西町 11 番の 71 地先から 同 区同 町同番の 51 地先まで	5.10	2.88
	新	同	同	同
篠原	旧	港北区篠原西町 11 番の 72 地先から 同 区同 町 12 番の 57 地先まで	4.43 ないし 4.50	25.22

第 316 号線	新	同	4.50 ないし 4.51	同
つつじが丘 第 275 号線	旧	緑区西八朔町 347 番の 6 地先から 同区同 町 342 番の 1 地先まで	4.00 ないし 4.16	36.40
	新	同	4.50 ないし 4.74	同
黒須田 第 84 号線	旧	青葉区元石川町 4,063 番の 11 地先から 同 区同 町 4,064 番の 1 地先まで	6.53 ないし 6.54	162.71
	新	同	9.01 ないし 9.03	同
黒須田 第 92 号線	旧	青葉区元石川町 4,063 番の 11 地先から 同 区同 町 3,808 番の 5 地先まで	6.56 ないし 6.57	26.24
	新	同	9.02 ないし 9.65	同
上矢部 第 146 号線	旧	戸塚区名瀬町 572 番の 2 地先から 同 区同 町 556 番の 15 地先まで	1.86 ないし 1.92	32.81
	新	同	2.64 ないし 3.32	同
岡津 第 518 号線	旧	泉区岡津町 1,015 番の 4 地先から 同区同 町 974 番の 1 地先まで	2.16 ないし 2.22	49.26
	新	同	3.33 ないし 4.11	同

横浜市告示第 84 号

市道区域の変更

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和 6 年 3 月 15 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
東本郷 第 208 号線	旧	神奈川区菅田町 908 番の 1 地先から 同 区三枚町 560 番の 2 地先まで	8.00 ないし 16.50	1986.00
	新	同	同	同
		同	同	7.30 ないし 75.00
戸塚港南台 線	旧	港南区丸山台四丁目 3 番の 1 地先から 同 区港南台六丁目 37 番の 32 地先まで	22.00 ないし 27.00	3794.00
	新	同	同	同
		同	同	11.20 ないし 113.50
上白根 第 43 号線	旧	旭区上白根二丁目 364 番の 4 地先から 同区上白根三丁目 404 番の 25 地先まで	15.96 ないし 16.10	4.02
	新	同	13.47 ないし 13.54	同

新横浜元石 川線	旧	都筑区川向町 675 番の 9 地先から 青葉区荏田西二丁目 2 番の 3 地先まで	25.00 ないし 59.00	7150.00
		都筑区川向町 697 番の 5 地先から 青葉区下谷本町 35 番の 27 地内まで	14.00 ないし 200.00	7100.00
	新	都筑区川向町 675 番の 9 地先から 青葉区荏田西二丁目 2 番の 3 地先まで	25.00 ないし 59.00	7150.00
宮沢 第 133 号線	旧	泉区和泉町 7,305 番の 1 地内から 同区同 町 7,338 番の 1 地先まで	7.00 ないし 9.34	184.97
		同	9.34 ないし 9.62	同
	新	同	8.06 ないし 8.29	18.24
		同	8.06 ないし 9.11	同
中田 第 234 号線	旧	泉区中田西一丁目 2,201 番の 1 地先から 同区中田西二丁目 2,209 番の 42 地先まで	6.50 ないし 8.50	256.00
		同	同	同
	新	同	22.00 ないし 27.20	550.00

公告

横浜市公告第 144 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) ケーズデンキ港北師岡店 港北区師岡町 636 番地の 2
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本 忠 茨城県水戸市城南 2 丁目 7 番 5 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本 忠 茨城県水戸市城南 2 丁目 7 番 5 号
大規模小売店舗の新設をする日	令和 6 年 10 月 16 日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	4,065 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 236 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 68 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 60 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 23.61 m ³

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 9 時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口 2 か所、出口 2 か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 6 時から午後 11 時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和 6 年 2 月 15 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

港北区大豆戸町 26 番地の 1

横浜市港北区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 145 号

審査書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、（仮称）関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業に係る審査書を作成したので、同条第 2 項の規定に基づき、当該審査書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
関内駅前港町地区市街地再開発準備組合
理事長 田 原 仁
中区港町 2 丁目 9 番地
- 2 対象事業の名称
（仮称）関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業
- 3 対象事業が実施されるべき区域
中区尾上町 2 丁目、尾上町 3 丁目、真砂町 2 丁目、真砂町 3 丁目、港町 2 丁目及び港町 3 丁目の各一部
- 4 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課
中区日本大通 35 番地
横浜市中区役所総務部区政推進課
西区中央一丁目 5 番 10 号
横浜市西区役所総務部区政推進課
南区浦舟町 2 丁目 33 番地
横浜市南区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間
令和 6 年 3 月 15 日から令和 6 年 4 月 15 日まで

横 浜 市 公 告 第 146 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
都 筑 区 池 辺 町 4,758 番 の 6 及 び 字 柳 戸 4,779 番 の 1 の 各 一 部
- 2 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 147 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
5 年 11 月 横 浜 市 公 告 第 654 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を
解 除 す る 。

令 和 6 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
青 葉 区 大 場 町 290 番 の 11 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 148 号

公 園 の 設 置

都 市 公 園 法 (昭 和 31 年 法 律 第 79 号) 第 2 条 の 2 の 規 定 に 基 づ き 、
次 の と お り 公 園 を 設 置 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	区 域	面 積	主 な 公 園 施 設	供 用 開 始 の 期 日
西 戸 部 羽 沢 西 部 公 園	西 区 西 戸 部 町 1 丁 目 57 番 の 50 ほ か	別 図 の と お り	1,606 m ²	防 災 パ ー ゴ ラ 、 複 合 遊 具	令 和 6 年 3 月 15 日

別 図 (省 略)

横浜市公告第 149 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和 6 年 2 月 1 日	00612	有限会社田 辺設備	田 邊 二 三 夫	(新)保土ヶ谷区 東川島町 62 番 地の 5
				(旧)保土ヶ谷区 今井町 519 番 地の 75
令和 5 年 10 月 27 日	00910	有限会社大 八木設備商 会	(新)大八木 太 郎	綾瀬市蓼川 3 丁目 3 番 12 号
			(旧)大八木 三 千 雄	

横浜市公告第 150 号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

指定番号	名称	営業所所在地	取消年月日
00594	株式会社キ ャプティ	神奈川区守屋 町三丁目 9 番 地の 13	令和 6 年 2 月 29 日

横 浜 市 公 告 第 151 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、旧もえぎ野自治会地区建築協定を認可した。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において
一般の縦覧に供する。

令 和 6 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 152 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき、港南富士見台建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第 71 条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間
令和 6 年 3 月 18 日から令和 6 年 4 月 15 日まで
- 2 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局建築指導部建築企画課
- 3 縦覧時間
午前 9 時から午後 5 時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日
令和 6 年 4 月 25 日午後 4 時 00 分
- 5 公開による意見の聴取の場所
港南区港南四丁目 2 番 10 号
横浜市港南区役所 5 階 地域協働ルーム

横浜市公告第 153 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき、港北ニュータウンつづき野建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第 71 条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間
令和 6 年 3 月 18 日から令和 6 年 4 月 15 日まで
- 2 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局建築指導部建築企画課
- 3 縦覧時間
午前 9 時から午後 5 時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日
令和 6 年 5 月 11 日午前 10 時 00 分
- 5 公開による意見の聴取の場所
都筑区荏田東一丁目 22 番 1 号
横浜市立つづきの丘小学校コミュニティハウス 研修室 1・2

横 浜 市 公 告 第 154 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 3 月 18 日 第 2020 開 302 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 港 区 港 南 2 丁 目 15 番 2 号
株 式 会 社 大 林 組
代 表 取 締 役 社 長 蓮 輪 賢 治
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
西 区 み な と み ら い 五 丁 目 1 番 の 1 、 1 番 の 4 か ら 1 番 の 15 ま で
、 1 番 の 35 か ら 1 番 の 44 ま で 、 1 番 の 47 か ら 1 番 の 52 ま で 及 び 1
番 の 64 か ら 1 番 の 72 ま で

横 浜 市 公 告 第 155 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 7 月 29 日 第 2022 開 202 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 港 区 西 新 橋 2 丁 目 8 番 6 号
大 和 地 所 レ ジ デ ン ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 下 村 俊 二
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 菅 田 町 358 番 の 1 の 一 部 、 358 番 の 4 か ら 358 番 の 17
ま で 、 358 番 の 18 の 一 部 、 358 番 の 19 及 び 358 番 の 20

横 浜 市 公 告 第 156 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 8 月 10 日 第 2021 開 1210 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 羽 衣 町 2 丁 目 4 番 地 の 4
株 式 会 社 T o p a z
代 表 取 締 役 山 下 猛 次
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 寺 山 町 910 番 の 1 、 910 番 の 32 、 910 番 の 33 及 び 910 番 の
35 か ら 910 番 の 53 ま で

横 浜 市 公 告 第 157 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 12 月 1 日 第 2022 開 206 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 神 大 寺 四 丁 目 20 番 45 号
込 宮 直 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 神 大 寺 四 丁 目 390 番 の 1 、 391 番 の 2 、 391 番 の 3 、
392 番 の 一 部 、 394 番 の 一 部 、 395 番 の 1 の 一 部 及 び 395 番 の 2

横 浜 市 公 告 第 158 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 7 月 6 日 第 2023 開 702 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 羽 衣 町 2 丁 目 4 番 地 の 4
株 式 会 社 T o p a z
代 表 取 締 役 山 下 猛 次
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
保 土 ヶ 谷 区 上 菅 田 町 478 番 の 3 、 478 番 の 6 から 478 番 の 11 ま
で 、 478 番 の 13 、 478 番 の 15 、 478 番 の 17 及 び 478 番 の 18

横 浜 市 公 告 第 159 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 7 月 20 日 第 2023 開 1204 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
藤 沢 市 鵜 沼 石 上 2 丁 目 1 番 2 号
S u g a r 株 式 会 社
代 表 取 締 役 阿 部 健 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 霧 が 丘 二 丁 目 17 番 の 3 及 び 17 番 の 11 か ら 17 番 の 19 ま で

横浜市公告第 160 号

建築基準法に基づく道路の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定に基づく道路を、次のとおり指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

道路の番号 及び路線名	指定年月 日	道路の幅 員	道路の延 長	指定の場所		備考
				起点	終点	
都市計画道 路 3・4・ 3 号環状 4 号線	令和 6 年 3 月 4 日	31 m	約 41 m	瀬谷区 瀬谷町	瀬谷区 瀬谷町	—
都市計画道 路 3・3・ 53 号上川井 瀬谷 1 号線	令和 6 年 3 月 4 日	26 m	約 1,021 m	瀬谷区 瀬谷町	瀬谷区 瀬谷町	—
(仮称)上 瀬谷区画内 道路 3 号線	令和 6 年 3 月 4 日	約 4.5 な いし 26 m	約 165 m	瀬谷区 瀬谷町	瀬谷区 瀬谷町	—

横 浜 市 公 告 第 161 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2023 ・ 1 ・ 4 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 3 月 5 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
43.77 m
- 5 指 定 の 場 所
鶴 見 区 駒 岡 四 丁 目 1,700 番 の 10
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 お も て な し ホ ー ム
代 表 取 締 役 倉 多 宏 紀

横浜市公告第 162 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 2 ・ 6 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 2 月 27 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
22.82 m
- 5 指定の場所
神奈川区三ツ沢下町 63 番の 2
- 6 申請者の氏名
株式会社ホームランド
代表取締役 小野 洋一郎

横 浜 市 公 告 第 163 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2023 ・ 11 ・ 8 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 2 月 29 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
22.46 m
- 5 指 定 の 場 所
港 北 区 小 机 町 23 番 の 12
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 三 栄 建 築 設 計
代 表 取 締 役 菊 池 健 太

横浜市公告第 164 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 11 ・ 9 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 3 月 5 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
12.50 m
- 5 指定の場所
港北区新吉田東八丁目 2,801 番の 3 、 2,801 番の 15 及び 2,801 番の 16
- 6 申請者の氏名
株式会社リアルインベストメント
代表取締役 桑原真

横浜市公告第 165 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 18 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 3 月 5 日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
20.93 m
- 5 指定の場所
都筑区川和町 2,505 番の 1
- 6 申請者の氏名
株式会社 P H I
代表取締役 北村 信

横浜市公告第 166 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

道路の番号 及び路線名	廃止年月 日	道路の幅 員	道路の延 長	指定の場所		備考
				起点	終点	
市道綱島第 375 号線	令和 6 年 3 月 15 日	m 21.16 ~ 25.31	m 43.21	港北区 綱島東 一丁目	港北区 綱島東 一丁目	—
市道綱島第 376 号線	令和 6 年 3 月 15 日	m 6.5	m 39.63	港北区 綱島東 一丁目	港北区 綱島東 一丁目	—

横浜市公告第 167 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 廃止する道路の指定番号

第 42・44 号

2 廃止年月日

令和 6 年 2 月 21 日

3 廃止する道路の幅員

4.50 m

4 廃止する道路の延長

70.69 m

5 廃止の場所

泉区中田西三丁目 797 番の 10 地先から 797 番の 36 地先まで、79
7 番の 31 地先から 797 番の 40 地先まで及び 797 番の 33 地先から 79
7 番の 37 地先まで

横浜市公告第 168 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 41・168 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 3 月 1 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
41.50 m
- 5 廃止の場所
磯子区田中一丁目 7 番の 8 地先から 562 番の 21 地先まで

横浜市公告第 169 号

福岡広域都市計画事業筑紫駅西口土地区画整理事業の施行に係る換地処分通知の内容の掲示

福岡広域都市計画事業筑紫駅西口土地区画整理事業の施行に係る土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 1 項の規定に基づく換地処分通知のうち、その書類の受領を拒まれた、又はその書類を送付すべき場所を確知することができないものの内容が掲示されている旨を次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 被通知者の氏名及び住所

大山周平

港南区最戸二丁目 8 番 31 ー 415 号

2 掲示場所

当土地区画整理事業地内（福岡県筑紫野市大字筑紫 12 番 1）にある掲示板

3 掲示期間

令和 6 年 3 月 16 日から令和 6 年 3 月 25 日まで

区 公 告

磯子区公告第 31 号（令和 6 年 2 月 29 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 6 年 2 月 29 日

横浜市磯子区長 関 森 雅 之

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 32 - 82 浜 横浜	平成 30 年 7 月 8 日
横 35 - 65 浜 横浜	令和 6 年 2 月 22 日

保土ヶ谷区公告第 32 号（令和 6 年 3 月 4 日掲示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 6 年 3 月 4 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 74 - 88 浜 横浜	令和 6 年 1 月 22 日

港南区公告第 31 号

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市港南区長 栗原敏也

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日
横 24 - 52 浜 横浜	令和 5 年 1 月 28 日

交通局

横浜市交通局企業職員初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 4 号

横浜市交通局企業職員初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程

横浜市交通局企業職員初任給調整手当に関する規程（令和 5 年 3 月交通局規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「期間」を「額等」に改める。

第 5 条中第 1 項を第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

初任給調整手当の月額は、5,000 円とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（適用）

2 改正後の横浜市交通局企業職員初任給調整手当に関する規程の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 5 号

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和 27 年 12 月交通局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 2 項第 3 号を削る。

第 65 条第 1 項中「のほか、別表 2 に規定する場所」を削る。

別表 2 中「第 24 条の 2 第 1 項、第 26 条第 2 項及び第 65 条第 1 項」を「第 24 条の 2 第 1 項及び第 26 条第 2 項」に改める。

別表 2 中 23 の項、90 の項及び 305 の項を削り、他の運輸機関による発売、料金の払戻し、再発行及び書換えを行う場所等の欄を削る。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 24 日から施行する。

教育委員会

横浜市奨学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 5 号

横浜市奨学条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市奨学条例施行規則（昭和 41 年 11 月横浜市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（奨学生願書及び推薦調書の提出）

第 2 条 奨学生を志願しようとする者は、条例第 5 条に規定する奨学生願書（第 1 号様式）を教育長が指定する日までに提出しなければならない。奨学生願書には家族の収入状況を証明する書類を添付しなければならない。

2 学校長は、推薦調書（第 2 号様式）を教育長が指定する日までに提出しなければならない。

第 3 条第 2 項中「第 4 号様式」を「第 3 号様式」に改め、同条第 3 項を削る。

第 5 条を次のように改める。

（奨学金の返還）

第 5 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、教育長は、条例第 11 条のただし書に基づき、支給済みである奨学金のうち当該事由が発生した翌月以降の金額について速やかに返還を求めなければならない。

(1) 保護者が横浜市外に転居したとき又は横浜市外に居住する者が保護者となったとき。

(2) 退学したとき。

(3) 休学し、条例第 9 条により奨学金の交付が休止されたとき。

ただし、復学した場合は、その月以降の奨学金を受給することができる。

(4) 条例第 10 条により奨学金の支給が停止又はその額が減額されたとき。

(5) 奨学生を辞退したとき。

(6) その他教育長が必要と認めたとき。

第 1 号様式から第 3 号様式までを次のように改める。

第 1 号様式 (第 2 条第 1 項)

※担当記入欄

奨 学 生 願 書										
本人	フリガナ					生年月日 (年齢)	年 月 日			
	氏名						歳			
	現住所	〒 -								
	在学 学校名等 (いずれかに☑→)	()立		高等学校		(転)入学	年 月		卒業予定	年 月
	<input type="checkbox"/> 全日制	<input type="checkbox"/> 定時制	<input type="checkbox"/> 通信制	()年						
保護者	氏名					本人との 続柄(間柄)				
	現住所	〒 横浜市 区				(連絡先TEL - -)		申請する年の 4月30日時点で 保護者が横浜市 内に居住してい ること		
生計を同じくする家族	本人との 続柄	氏名	年齢	未就学児を除く全ての方について、 A と B のいずれかに記入が必要です。					障害者 手帳を 添付さ れる方 ↓○	※担当 記入欄
				A	B (1)・(2)のいずれかに記入					
				取入等の 書類を 提出 ↓☑	(1) 昨年度 まで学 生 ↓☑	(2)本年度に学生 ↓☑及び記入		校種 下記 1~9	自宅外 通学 ↓○	
	本人			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					ひ
	保護者			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立				生
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立				施
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立				障
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立				
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立				
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立				
奨学金を 必要とする理由 (記入必須)		----- ----- ----- -----								
横浜市教育委員会教育長 横浜市奨学条例及び同施行規則を遵守しますので、奨学金の支給を願い出ます。 年 月 日										

校種 1:小学校 2:中学校 3:高等学校 4:高等専門学校 5:専修学校 (高等課程) 6:専修学校 (専門課程)
7:短期大学 8:大学 9:大学院

◎科目履修生・聴講生・研究生、専修学校 (一般課程)、各種学校 (予備校・職業訓練校・農業大学校等) は除きます

(A4)

第 3 号様式 (第 3 条第 2 項)

奨 学 生 証 書

教学第 号
年 月 日

選定番号	
------	--

氏名 様

横浜市教育委員会教育長 印

あなたを横浜市奨学生とし、次のとおり奨学金を支給します。

学校名 (課程・学年)	高等学校 制 年
支給金額	月額 円
	年額 円
期間	年 月から
	年 月まで

(A4)

第 4 号 様 式 及 び 第 5 号 様 式 を 削 る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

区選挙管理委員会

南区選挙管理委員会告示第 2 号（令和 6 年 3 月 1 日揭示済）

投票区の設置の一部改正

投票区の設置（昭和 60 年 12 月南区選挙管理委員会告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 1 日

横浜市南区選挙管理委員会

表第 1 投票区の項投票区域の欄中「4 丁目及び 5 丁目」を「3 丁目から 5 丁目まで、八幡町」に、同表第 2 投票区の項投票区域の欄中「中村町 3 丁目、八幡町」を「大岡一丁目 27 番、28 番、31 番、大岡二丁目 1 番から 29 番まで、大岡三丁目 1 番から 29 番まで」に改め、同表第 32 投票区の項を削る。

南区選挙管理委員会告示第 3 号（令和 6 年 3 月 1 日揭示済）

指定投票区の指定等についての一部改正

指定投票区の指定等について（平成 10 年 7 月南区選挙管理委員会告示第 26 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 1 日

横浜市南区選挙管理委員会

指定関係投票区の欄中「、第 31 投票区及び第 32 投票区」を「及び第 31 投票区」に改める。

人事委員会

職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第 1 号

職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則

職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則（平成 31 年 3 月横浜市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 条例第 2 条第 4 項に規定する育児短時間勤務職員等のうち、条例第 3 条第 2 項の規定に基づき割り振られた勤務時間の全てが 1 日につき 7 時間 45 分以外の育児短時間勤務職員等
- 第 3 条第 1 項第 3 号中「午後 4 時まで」を「午後 3 時まで」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

監 査 委 員

横浜市監査委員公表第 2 号

包括外部監査の結果に関する報告の公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により、これを別冊のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市監査委員	藤	野	次	雄
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	梶	村		充

横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 3 号

包 括 外 部 監 査 人 の 監 査 の 結 果 に 基 づ き 又 は 結 果 を 参 考 と
し て 措 置 を 講 じ た 旨 の 通 知 に 係 る 事 項 の 公 表

横 浜 市 長 か ら 、 包 括 外 部 監 査 人 の 監 査 の 結 果 に 基 づ き 又 は 結 果 を
参 考 と し て 措 置 を 講 じ た 旨 の 通 知 が あ っ た の で 、 地 方 自 治 法 (昭 和
22 年 法 律 第 67 号) 第 252 条 の 38 第 6 項 の 規 定 に よ り 、 当 該 通 知 に 係
る 事 項 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 6 年 3 月 15 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	梶 村 充